

実際の通知書はみどり色で印刷しています。次頁をご覧ください

市民税・県民税・森林環境税 納税通知書兼税額決定通知書の見方

◆通知書は3枚に分かれています。通知書のほかに納付書を同封しております。

【通知書の記載内容】

1枚目・・・徴収方法、金額、納期限等／2枚目・・・所得金額、所得控除の内訳／3枚目・・・税額の内訳
※課税(賦課)の根拠など詳しい内容は、1～3枚目の裏面をご確認ください。

【納付書】

- 個人ごとに送付枚数が異なります。
- 領収済通知書・原符・領収証書が一枚の納付書です。納付書は切り離さずに金融機関等へお持ちください。
- 全期分の納付書をまとめて送付しています。1年分の税額を一括で納付する場合は、右上に緑色で一括納付と表示のある納付書をご利用ください。納付の必要のない期分の納付書には税額欄に★を印字しています。
- 口座振替をご利用中の場合、納付書は入っていません。納税通知書兼税額決定通知書の2枚目右上部に引落し口座等が記載されています。

◆問い合わせ時は

1～3枚目右上に記載の「区」と「通知書番号」をお知らせください。

年度	区	通知書番号	組合番号

所得割額から控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額は普通徴収の第1期分から順に充当し(森林環境税の委託納付に充て)ます。充当することができなかった部分の金額は、6月末頃還付の予定です。なお、市県民税、固定資産税、軽自動車税等の未納の徴収金がある場合は、還付せず充当し(森林環境税の場合は委託納付に充て)ます。

1枚目 税額決定納税通知書 徴収方法、金額、納期限等

今年度納めていただく市民税・県民税・森林環境税の合計金額です。

市民税・県民税 税額決定通知書
森林環境税 納税通知書

年税額のうち、給与から差し引かれる税額です。

令和7年度の年金所得にかかる年税額の1/6ずつを令和8年度仮特別徴収税額として、令和8年4月・6月・8月に引落します。この仮特別徴収税額が、令和8年度税額より多くなる場合には、速やかに還付します。なお、市県民税、固定資産税、軽自動車税等の未納の徴収金がある場合は、還付せず充当し(森林環境税の場合は委託納付に充て)ます。

2～3枚目に課税明細を表示しています。

神戸市個人市民税担当

今回の納税通知書で納付いただく金額を4期に割り振っていますので、納期限までに納付してください。一括納付用の納付書も同封しています。

令和8年度の年金所得にかかる年税額から仮特別徴収税額を差し引いた残りの税額を令和8年10月・12月・令和9年2月に割り振って引落します。

あなたが来年度も引き続き公的年金を受給する場合に、令和8年度の年金所得にかかる年税額の1/6ずつを令和9年度仮特別徴収税額として、令和9年4月・6月・8月に引落します。

2枚目 課税明細【1】 所得金額や所得控除の内訳

所得とは、売上等の収入金額からその収入を得るために必要な経費を差し引いた利益の部分の金額です。給与や年金収入の場合には、収入金額に応じて給与所得控除等の必要経費相当額を控除し、所得金額を求めます。

市民税・県民税の所得控除額は、所得税の控除金額と異なる場合があります。扶養控除などの人的控除額の違いは、通知書3枚目の裏面を参照してください。

●所得金額(A)の内訳(それぞれの所得区分に応じた所得金額を記載しています。)

所得区分	所得金額 円	所得区分	所得金額 円
営業(等)		短期譲渡	
農 業		控 除	
不動産		一般	
利 子		軽減	
配 当		長期譲渡	
給 与		控 除	
雑(年金所得等)		一般	
総合譲渡一時		特定	
純・雑繰越損失		軽減	
小 計		株 式 等	
山林・退職所得		譲 渡	
参考		上 場	
給与収入		非上場	
公的年金等収入		上場配当	
		繰越損失	
		先物 雑所得	
		取引 雑所得	
		条約利子・配当	

●所得控除額(B)の内訳

所得控除区分	所得控除額 円
基礎	
障害者	
寡婦等	
勤労学生	
配偶者・扶養	
配偶者特別	
特定親族特別	
雑 損	
医療費	
社会保険料	
小規模企業共済等	
生命保険料	
地震保険料	
所得控除額計	

●人的控除の内訳

区 分	内 訳
基 礎	
本人特別障害	
障害 他	
寡 婦	
ひとり親	
勤労学生	
老人	
配偶者 他	
同居老親	
扶養 老人	
特 定	
他	
同居特障	
扶養特障	
他	

●課税標準額(C) (A)-(B)

総 所 得	千円
山林・退職所得	
短期譲渡所得	
長期譲渡所得	
株式配当/先物所得	
条約利子・配当所得	

※(株式/配当/先物所得)は、株式等の譲渡所得、上場株式の分離配当所得、先物取引所得を合算して表示しています。

例) 寄附金税額控除額 市 〇〇〇円 県 〇〇〇円
ふるさと特例控除額 市 〇〇〇円 県 〇〇〇円
ワンストップ特例控除額 市 〇〇〇円 県 〇〇〇円

ふるさと納税を含む寄附金税額控除額がある場合は内訳を記載しています。

3枚目 課税明細【2】 税額の内訳

課税明細 課税標準額(C)にそれぞれの税率を乗じて求めた所得割額に税額控除額(D)を控除した後の金額です。(100円未満の端数切捨て)

1,000円未満の端数は切捨てています。

●税額の内訳

内 訳 (千円)	市民税 (円)	県民税 (円)
課税標準額(C)		
総所得金額()		
山林・退職所得金額()		
短期譲渡所得金額()		
長期譲渡所得金額()		
株式等/配当/先物所得()		
条約利子・配当所得()		
税額控除前所得割額(D)		
税額控除額計(E)		
税額控除後所得割額(F)(D)-(E)		
均 等 割 額(G)		
減 免 割 額(H)(コード)		
差 引 税 額(F)+(G)-(H)		
森林環境税額(円)		
年 税 額 (円)		

※課税標準額(C)に係る市民税・県民税額は、税額控除後所得割額(F)の税率を表示しています。

市民税均等割額
市民税 3,400円
県民税 1,900円

市民税所得割額 + 市民税均等割額 = 市民税年税額

市民税所得割額 + 市民税均等割額 - 市民税減免額 = 市民税年税額

今年度の市民税・県民税・森林環境税の合計金額です。

●税額控除額(D)の内訳

区 分	市民税 (円)	県民税 (円)
調 整		
配 当		
住宅借入金等		
寄 附 金		
外国税額		
配当割株譲渡		
所得割調整		
合 計(D)		

●減免について
減免コードを記載しているときは、市税条例に定める軽減をしています。

コード	説 明
31	所得割が非課税になっています。
61 63	寡婦、ひとり親、障害者、未成年者に該当し、一定の所得要件を満たす方については所得割額及び均等割額を5割減額しています。
64 67	
41	所得が削減された方について、申請にもとづき軽減しています。

備考

- 特別徴収を行う公的年金の支払者の名称と種類
- 支払者の名称
- 公的年金の種類

●税額の計算方法 市民税・県民税額は、前年中の所得について、次の方法によって計算します。

市民税均等割額
市民税 3,400円
県民税 1,900円

市民税所得割額 + 市民税均等割額 = 市民税年税額

市民税所得割額 + 市民税均等割額 - 市民税減免額 = 市民税年税額

※市民税・県民税年税額とあわせて森林環境税が課税されます。

市税条例に基づく減免が適用されている場合には、コード番号と減免金額を表示しています。コード番号は、右側の「減免について」を参照してください。

市民税・県民税 税額決定 通知書
森林環境税 納 税 通知書

◎お問合せの際は、
この番号をお知らせください。

年度	区	通知書番号	組合番号

(賦課の根拠などわしくは1~3枚目裏面をご覧ください。) (単位:円)

年 税 額		①
給与からの特別徴収税額	②	
公的年金からの特別徴収税額	③	
普通徴収税額(①-②-③)	④	
納付済額又は前の通知書で納める税額	⑤	
所得割額より控除できなかった配当割額・株式等譲渡所得割額控除額	⑥	
⑥のうち普通徴収税額への充当・委託納付額	⑦	
この納付書で納める税額(④-⑤-⑦)	⑧	

公的年金からの特別徴収(引落し)税額(③)

年 金 特 別 徴 収 税 額	仮 特 別 徴 収 税 額 ③ 円	特 別 徴 収 税 額 ③ 円	翌 年 度 仮 特 別 徴 収 税 額 円
年 4 月		年 10 月	年 4 月
年 6 月		年 12 月	年 6 月
年 8 月		年 2 月	年 8 月

この納税通知書で納める税額(普通徴収) ⑧

期 別	各 期 の 税 額 ④-⑤ 円	充 当 ・ 委 託 納 付 の 額 ⑦ 円	差 引 納 付 額 ⑧ 円	納 期 限
第 1 期				年 月 日
第 2 期				年 月 日
第 3 期				年 月 日
第 4 期				年 月 日

この納税通知書には、すべての納期分の納付書を同封しています。
大切に保管のうえ納税してください。

#

地方税法及び神戸市市税条例の規定によって
本書のとおり賦課しましたので、各納期限までに
必ず納税してください。

年 月 日 神戸市市税事務局長

2~3枚目に課税明細を表示しています。



神戸市個人市民税担当

〒653-8762 神戸市長田区二葉町5丁目1番32号-3 階
ナビダイヤル 0570-078-401
(ナビダイヤルを利用できない場合...電話 050-3625-7103へ)

問合せ先

*自動音声案内が流れます。
内容に応じて担当部署におつなぎします。

課税明細【1】

年度	区	通知書番号	組合番号

●所得金額①の内訳 (それぞれの所得区分に応じた所得金額を記載しています。)

所得区分	所得金額 円	所得区分	所得金額 円
総所得金額の内訳		分 離 課 税 所 得 金 額 の 内 訳	
営業(等)		短期譲渡	控除
農 業			一般
不 動 産			軽減
利 子		長期譲渡	控除
配 当			一般
給 与			特定
雑(年金所得等)			軽減
総合譲渡一時		譲渡	上場
純 雑 繰 越 損 失		株 式 等	非上場
小 計			上場配当
山林・退職所得			繰越損失
給与収入		先物	雑所得
公的年金等収入		取引	繰越損
参考			条約利子・配当

●所得控除額②の内訳

所得控除区分	所得控除額 円
基礎	
障害者	
寡 婦 等	
勤 労 学 生	
配偶者・扶養	
配偶者特別	
特定親族特別	
雑 損	
医 療 費	
社会保険料	
小規模企業共済等	
生命保険料	
地震保険料	
所得控除額計	
控 除 対 象 外	
16歳未満の扶養親族数	人

(内訳欄に*印又は人数を表示しています。)

●人的控除の内訳

区 分	内 訳
基礎	
本人特別障害	
障害他	
寡 婦	
ひとり親	
勤 労 学 生	
配 偶 者	老人
	他
扶 養	同居老親
	老人
	特 定
	他
扶 養 障 害	同居特障
	特別障害
	他
特 定 親 族	

●課税標準額③ (A-B)

総 所 得	千円
山林・退職所得	
短期譲渡所得	
長期譲渡所得	
株式/配当/先物所得	
条約利子・配当所得	

※「株式/配当/先物所得」は、株式等の譲渡所得、上場株式の分離配当所得、先物取引所得を合算して表示しています。

課税明細【2】

年度	区	通知書番号	組合番号

●税額の内訳

課税標準額③	内 訳 (千円)	市 民 税 (円)	県 民 税 (円)
	総 所 得 金 額 ()		
	山林・退職所得金額 ()		
	短期譲渡所得金額 ()		
	長期譲渡所得金額 ()		
	株式等/配当/先物所得 ()		
	条約利子・配当所得 ()		
	税 額 控 除 前 所 得 割 額 ①		
	税 額 控 除 額 計 ②		
	税 額 控 除 後 所 得 割 額 ③ (①-②)		
	均 等 割 額 ④		
	減 免 額 ⑤ (コード)		
	差 引 税 額 (③+④-⑤)		
	森 林 環 境 税 額 (円)		
	年 税 額 (円)		

※課税標準額③に係る市民税・県民税額は、税額控除後所得割額③の内訳を表示しています。

課税標準額③ (所得金額①-所得控除②) × 市民税・県民税の税率 - 税額控除額⑤ → 市民税・県民税所得割額 + 市民税・県民税均等割額 - 市民税・県民税減免額 = 市民税・県民税年税額

●税額控除額⑤の内訳

区 分	市 民 税 (円)	県 民 税 (円)
調 整		
配 当		
住宅借入金等		
寄 附 金		
外国税額		
配当割増課税		
所得割調整		
合 計 ⑤		

●減免について
減免コードを記載しているときは、市税条例に定める軽減をしています。

コード	説 明
31	所得割が非課税になっています。
61 63	寡婦、ひとり親、障害者、未成年者に該当し、一定の所得要件を満たす方については所得割額及び均等割額を5割減額しています。
64 67	
41	所得が激減された方について、申請にもとづき減額しています。

備 考

●特別徴収を行う公的年金の支払者の名称と種類

支払者の名称	
公的年金の種類	

●税額の計算方法 市民税・県民税額は、前年中の所得について、次の方法によって計算します。

市民税・県民税均等割額 - 市民税・県民税減免額 = 市民税・県民税年税額

※市民税・県民税年税額とあわせて森林環境税が課税されます。